平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針

　大阪府公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者選抜は、以下の方針に基づいて、各高等学校長が行う。

第１　全般的な事項

Ⅰ 入学者選抜の種類

　　入学者選抜の種類は、特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜、秋季入学者選抜とする。

Ⅱ　応募資格

　　高等学校入学者選抜に志願することのできる者は、法令に定められた入学資格を有する者のうち次の者とする。

１　全日制の課程（クリエイティブスクールにおける全日制の課程を含む。以下同じ。）の入学者選抜、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者とする。　　　　　　　　　　　（注）住所とは、住民票に記載されている居所をいう。以下同じ。

２　多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）、定時制の課程（クリエイティブスクールにおける定時制の課程を含む。以下同じ。）及び通信制の課程の入学者選抜に志願することのできる者は、原則として、本人の住所若しくは勤務先が大阪府内にある者又は本人の勤務先が大阪府内になることが確定している者とする。

Ⅲ　学力検査等

１　学力検査及び実技検査等の問題は、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）が作成する。

２　学力検査の問題は、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、国語、社会、数学、理科、英語について作成する。なお、実施する学力検査は、選抜の種類によって異なる。また、英語の学力検査にはリスニングテストを含み、秋季入学者選抜における基礎学力診断検査の英語分野にはリスニングテストを含まない。

３　学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定を対象とする。）のスコア等を活用する。なお、活用にあたり必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

４　学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

Ⅳ　提出書類

１　中学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校又は義務教育学校（平成28年度から施行される改正学校教育法の規定による。）（以下「中学校」という。）の校長（以下「中学校長」という。）は、原則として、調査書及び成績一覧表を提出するものとする。

２　志願者は、出願時に自己申告書を提出するものとする。ただし、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜に志願する者を除く。

Ⅴ　募集人員・通学区域

１　各高等学校の募集人員は、高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める＊。なお、秋季入学者選抜における高等学校の募集人員は、若干名とする。

　＊高等学校を設置する教育委員会の決定を踏まえ、府教育委員会が別に定める場合は、以下「府教育委員会が別に定める」という。

２　通学区域に関し必要な事項は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

Ⅵ　その他

１　この方針で定めるもののほか、入学者選抜の実施に関し必要な事項は、府教育委員会が別に定める。

第２　各入学者選抜の具体的事項

Ⅰ　特別入学者選抜

　特別入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科、音楽科及び総合造形科）、全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制とする。

１　全日制の課程専門学科

（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科、音楽科及び総合造形科）

1. 学力検査等
   * 学力検査及び実技検査を実施する。
   * 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
   * 実技検査の内容を次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 学　科　名 | 実技検査の内容 |
| 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科及び総合造形科 | 美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力 |
| 体育に関する学科 | 運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能 |
| 芸能文化科 | 芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力 |
| 演劇科 | 演技に関する基礎的な表現力 |
| 音楽科 | 音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力 |

1. 選抜資料
   * 調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。
2. 選抜方法
   1. 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した点数に、実技検査の成績を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。
   2. 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
3. 学力検査の各教科の成績を合計する。
4. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
5. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
6. (ｳ)で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。
7. 出願、学力検査、実技検査及び合格者発表の期日
   * 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科）、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科及び総合造形科

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 実 技 検 査 | 合格者発表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | ２月21日(火) | 2月28日(火) |

* + 音楽科

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出 　願 | 視唱、専攻実技 | 学力検査、聴音 | 合格者発表 |
| ２月1日(水)及び  　２月２日(木) | ２月12日(日) | ２月20日(月) | 2月28日(火) |

２　全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

1. 学力検査等
   * 学力検査及び面接を実施する。
   * 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
2. 選抜資料
   * 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
3. 選抜方法
4. 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。
5. 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。

1. 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
2. 学力検査の各教科の成績を合計する。
3. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
4. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
5. 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 面　接 | 合格者発表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | ２月21日(火) | 2月28日(火) |

３　多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

３－１　平成29年３月に中学校を卒業若しくは修了（以下「卒業」という。）見込みの者

1. 学力検査等
   * 学力検査及び面接を実施する。
   * 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
2. 選抜資料
   * 調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
3. 選抜方法
4. 選抜の第一手順として、学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として選抜を行う。なお、第一手順によるそれぞれの資料の評価の比率及び募集人員に対する合格者の割合については、府教育委員会が別に定める。
5. 選抜の第二手順として、第一手順における合格者を除いた者の中から、学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点により選抜を行う。
6. 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
7. 学力検査の各教科の成績を合計する。
8. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
9. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。
10. 出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 面　接 | 合格者発表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | ２月21日(火) | 2月28日(火) |

３－２　中学校を卒業した者（過年度卒業者）

1. 上記３－１による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。
2. 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

　　　ア　学力検査等については、上記３－１(1)に準ずる。

　　　イ　中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。

　　　ウ　学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

　　　エ　選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

　　　オ　出願、学力検査、面接及び合格者発表の期日については、上記３－１(4)に準ずる。

Ⅱ　海外から帰国した生徒の入学者選抜

海外から帰国した生徒の入学者選抜を実施する学科は、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科及び総合科学科とする。

１　志願できる者

* 原則として、外国において継続して２年以上在留し、帰国後２年以内の者とする。

　２　学力検査等

* + 学力検査及び面接を実施する。
  + 学力検査は、数学及び英語とする。

　３　選抜資料等

* + 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
  + 学力検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
  + 自己申告書を面接の参考資料とする。

　４　出願、学力検査等及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学力検査、面接 | 合 格 者 発 表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | 2月28日(火) |

Ⅲ　中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜

中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜を実施する高等学校は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

１　志願できる者

* + 原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で小学校第４学年以上の学年に編入学した者とする。

２　学力検査等

* + 学力検査及び作文を実施する。
  + 学力検査は、数学及び英語とする。
  + 作文は、外国語による記述も可とする。

３　選抜資料等

* + 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
  + 学力検査の成績及び作文の評価を選抜の資料とする。

４　出願、学力検査等及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学力検査、作文 | 合 格 者 発 表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | 2月28日(火) |

Ⅳ　連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜を実施する高等学校は、大阪府立柏原東高等学校及び大阪府立能勢高等学校とする。

１　志願できる者

* + 大阪府立柏原東高等学校を志願できる者は、中学校第３学年当初から柏原市立柏原中学校、同市立堅上中学校、同市立国分中学校、同市立堅下北中学校、同市立堅下南中学校、同市立玉手中学校又は同市立桜坂中学校に引き続き在籍し、平成29年３月にこれらの中学校を卒業する見込みの者とする。
  + 大阪府立能勢高等学校を志願できる者は、中学校第３学年当初から能勢町立能勢中学校（平成28年４月開校予定）に引き続き在籍し、平成29年３月にこの中学校を卒業する見込みの者とする。

２　学力検査等

* + 学力検査を実施せず、小論文及び面接を実施する。

３　選抜資料等

* + 調査書、小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
  + 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

４　出願、小論文等及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 小論文、面接 | 合 格 者 発 表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月20日(月) | 2月28日(火) |

Ⅴ　知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜を実施する高等学校は、高等学校を設置する教育委員会が別に定める。

１　志願できる者

* 次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年３月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者

(2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者

(3) 自主的な通学が可能である者

２　学力検査等

* 学力検査を実施せず、面接を実施する。

３　選抜資料等

* 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
* 調査書、推薦書及び面接の評価を選抜の資料とする。
* 自己申告書を面接の参考資料とする。

４　出願、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 面 　接 | 合 格 者 発 表 |
| ２月14日(火)及び  　２月15日(水) | ２月17日(金)、２月20日(月)、  ２月21日(火)、２月22日(水)のうち一日 | 2月28日(火) |

５　その他

* 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。
* 本入学者選抜の合格者で、平成29年度大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している者は、その受験資格を失う。

Ⅵ　一般入学者選抜

　一般入学者選抜を実施する課程等は、全日制の課程普通科（総合選択制及び単位制高等学校を含む。）、全日制の課程専門学科（商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科を除く。）、情報科学科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、国語科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科及び食物文化科）、全日制の課程総合学科（クリエイティブスクールを含み、エンパワメントスクールを除く。）、多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）、定時制の課程及び通信制の課程とする。

　平成29年度特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、中国等帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における入学者選抜及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜の合格者は、一般入学者選抜に出願することができない。

１　全日制の課程普通科（総合選択制を含み、単位制高等学校を除く。）

全日制の課程専門学科（商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科を除く。）、情報科学科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、国語科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科及び食物文化科）

全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

(1) 学力検査等

* 学力検査を実施する。
* 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

1. 選抜資料

* 調査書、学力検査の成績及び自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア　学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ　総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

1. 学力検査の各教科の成績を合計する。
2. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
3. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
| ３月２日(木)、３月３日(金)  及び３月６日(月) | ３月９日(木) | ３月17日(金) |

２　全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

２－１　平成29年３月に中学校を卒業見込みの者

(1) 学力検査等

* 学力検査を実施する。
* 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

(2) 選抜資料

* 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

1. 選抜方法
2. 学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。
3. 総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。
4. 学力検査の各教科の成績を合計する。
5. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
6. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
| ３月２日(木)、３月３日(金)  及び３月６日(月) | ３月９日(木) | ３月17日(金) |

２－２　中学校を卒業した者（過年度卒業者）

1. 上記２－１による選抜と「調査書を要しない選抜」のどちらかを選択することができる。
2. 「調査書を要しない選抜」は、次のとおり行うものとする。

　　　ア　学力検査等については、上記２－１(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。

　　　イ　中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。

　　　ウ　学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。

　　　エ　選抜方法については、府教育委員会が別に定める。

　　　オ　出願、学力検査等及び合格者発表の期日については、上記２－１(4)に準ずる。

３　多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）及び定時制の課程

３－１　満21歳未満の者（平成８年４月２日以降に生まれた者）

(1) 学力検査等

* 学力検査を実施する。
* 学力検査は、国語、数学及び英語とする。

1. 選抜資料

* 調査書及び学力検査の成績、自己申告書を選抜の資料とする。

(3) 選抜方法

ア　学力検査の成績及び調査書中の各学年の必修の全教科の評定の合計により算出した総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

イ　総合点の算出に当たっては、次のとおり行うものとする。

1. 学力検査の各教科の成績を合計する。
2. 調査書中の各学年の各教科の評定の合計に、府教育委員会が別に定める倍率をそれぞれ乗じて合計する。
3. (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、府教育委員会が別に定める倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を設置する教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計する。

(4) 出願、学力検査及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 学 力 検 査 | 合 格 者 発 表 |
| ３月２日(木)、３月３日(金)  及び３月６日(月) | ３月９日(木) | ３月17日(金) |

３－２　満21歳以上の者（平成８年４月１日までに生まれた者）

1. 学力検査等については、上記３－１(1)に示す学力検査に加え、面接を実施する。
2. 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
3. 学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
4. 志願者の希望により、学力検査を小論文に代えることができる。この場合、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書を選抜の資料とする。
5. 選抜方法については、府教育委員会が別に定める。
6. 出願、学力検査等及び合格者発表の期日については、上記３－１(4)に準ずる。

４　通信制の課程

４－１　満21歳未満の者（平成８年４月２日以降に生まれた者）

1. 学力検査等

* 学力検査を実施せず、面接を実施する。

1. 選抜資料等

* 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
* 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

1. 出願、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 面　接 | 合 格 者 発 表 |
| ３月３日(金)、３月５日(日)  及び３月６日(月) | ３月10日(金)、３月12日(日)  ３月13日(月)のうち一日 | ３月17日(金) |

４－２　満21歳以上の者（平成８年４月１日までに生まれた者）

1. 学力検査等については、上記４－１(1)に準ずる。
2. 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
3. 面接の評価を選抜の資料とし、自己申告書を面接の参考資料とする。
4. 出願、面接及び合格者発表の期日は、上記４－１(3)に準ずる。

Ⅶ　二次入学者選抜

二次入学者選抜は、平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校のうち、特別入学者選抜及び一般入学者選抜を実施する学科等において、合格者数が募集人員に満たない場合において実施する。

１　志願できる者

* 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 本入学者選抜出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者

(2) 中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者

(3) 併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者

２　学力検査等

* 学力検査を実施せず、面接を実施する。

３　選抜資料等

* 中学校長が提出する書類は、調査書とする。
* 調査書及び面接の評価を選抜の資料とする。
* 自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を面接の参考資料とする。

４　出願、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 面　　接 | 合 格 者 発 表 |
| ３月22日(水) | ３月22日(水) | ３月24日(金) |

Ⅷ　知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜のうち合格者数が募集人員に満たない高等学校にあっては、知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜を実施する。

１　志願できる者

* 上記「Ⅶ 二次入学者選抜」における「１ 志願できる者」のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年３月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者

(2) 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者

(3) 自主的な通学が可能である者

２　学力検査等

* 学力検査を実施せず、面接を実施する。

３　選抜資料等

* 中学校長が提出する書類は、調査書及び推薦書とする。
* 調査書、推薦書及び面接の評価を選抜の資料とする。
* 自己申告書を面接の参考資料とする。

４　出願、面接及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 面　　接 | 合 格 者 発 表 |
| ３月22日(水) | ３月22日(水) | ３月24日(金) |

　５　その他

* 本コースは、高等学校において知的障がいのある生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する制度である。

Ⅸ　秋季入学者選抜

秋季入学者選抜は、府立桃谷高等学校（多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部並びにⅢ部（クリエイティブスクール））において実施する。

１　満21歳未満の者（平成９年４月２日以降に生まれた者）

1. 学力検査等

* 基礎学力診断検査及び面接を実施する。

1. 選抜資料等

* 中学校長からの調査書及び成績一覧表の提出は不要とする。
* 基礎学力診断検査の成績及び面接の評価を選抜の資料とする。
* 自己申告書を面接の参考資料とする。

1. 出願、基礎学力診断検査等及び合格者発表の期日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出 　願 | 基礎学力診断検査  面　接 | 合 格 者 発 表 |
| 平成29年  　９月11日(月) | 平成29年  ９月14日(木) | 平成29年  　９月20日(水) |

２　満21歳以上の者（平成９年４月１日までに生まれた者）

1. 学力検査等及び選抜資料等については、上記１(1)及び(2)に準ずる。
2. 志願者の希望により、基礎学力診断検査を小論文に代えることができる。
3. (2)の場合、小論文の評価及び面接の評価を選抜の資料とする。
4. 出願、基礎学力診断検査等及び合格者発表の期日については、上記１(3)に準ずる。